平成30年度 第４回 介護保険運営協議会議事録

開催日時　平成31年３月29日（金）午後２時00分から午後４時05分まで
開催場所　横須賀市役所　本庁舎３階　301会議室
出 席 者
【委　員】橋本委員長、鈴木副委員長、赤塚委員、五十嵐委員、大島委員、奥田委員
金井委員、菊池委員、千場委員、松本委員、三堀委員、楊箸委員
（欠席）佐野委員、塚本委員、星名委員
【事務局】介護保険課　小貫課長、檜山課長補佐、高橋課長補佐、鈴木係長、八田係長
佐藤係長、関係長、星主任、木村主任、川崎
指導監査課　矢本課長、佐藤係長、竹見係長、安藤主任、加藤
高齢福祉課　田中課長、松谷課長補佐、小林課長補佐、河島課長補佐
芝原係長、中村係長、竹内主任、川田主任、川口、前田
【傍聴者】１名

１　開　会

事務局（介護保険課長）の司会で開会した。

２　議　題

（１）介護保険運営状況について【報告事項】

事務局から資料１に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委　員　４ページの「（２）サービス量」について、16の夜間対応型訪問介護は市内でサービスを提供している事業所が無いようだが、事業所が無い理由は何か。また、今後どうしていくつもりなのか。

事務局　居宅サービスの夜間対応は、現在、定期巡回・随時対応型訪問介護看護と小規模多機能型居宅介護、もしくはショートステイでカバーしている。また、介護サービスではないが在宅診療も本市は充実している。現時点で夜間対応型訪問介護の事業所を積極的に増やしていくことは考えていない。

委　員　事業所がなぜ無いのか原因を調査し、対応策を考えるべきだと思う。一人暮らし高齢者の増加や介護者の負担などを考えると、事業所が無いままでは利用者にとっても不利益である。

事務局　第７期介護保険事業計画上は夜間対応型訪問介護のサービスを増やすことは考えていないが、次期計画策定の際には利用者や事業者の状況を分析しながら検討する。また、検討にあたって国への方針の確認や他市町村の状況の確認もしていく。

委　員　定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、夜間対応可能なのか。

事務局　24時間対応可能なので、夜間も対応可能である。

委　員　定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所が夜間対応型訪問介護のサービスも兼ねればよいのではないか。

事務局　定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所数を増やす方針だが、実際のところ事業所数は減っている。経営面で運営が厳しいとのことであるので、現状ではサービス量を伸ばすことは難しいと思われる。

（２）要介護・要支援認定の有効期間の延長について【報告事項】

事務局から資料２に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委　員　認定有効期間が36か月となるのは2019年６月１日認定有効期間開始の方からとあるが、４月から３名分36か月となるという連絡がケアマネからあった。これには何か理由があるのか。

事務局　現在、認定有効期間は24か月が最長であり、現時点で認定有効期間を36か月とした実績はないので、６月１日の60日前から更新申請をすることができる被保険者の件ではないかと思われる。

（３）地域密着型サービスについて

地域密着型サービス事業者の指定に係る意見について【意見聴取事項（事後）】

事務局から資料３に基づき説明を行い、質疑はなかった。

①地域密着型サービス事業者等の指定更新について【報告事項】

②地域密着型サービス事業者指定のための同意について【報告事項】

③地域密着型サービス事業の廃止について【報告事項】

事務局から資料４－１から資料４－３に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委　員　資料４－３について、事業所が利用者を抱えたまま廃止する場合、市はその利用者がその後どうなったのかを確認しているのか。

事務局　　事業所の廃止届に、現在の利用者の処遇を詳細に記載してもらう欄があるので、そこで確認している。

④地域密着型サービス事業者指定に係る書面での事前意見聴取の結果について【報告事項】

事務局から資料５に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委　員　　３ページ「質問１」に対する回答について、例外的な措置として３つの対応を挙げているが、（１）（２）（３）を（１）から段階的に検討するのか、あるいは単に三択としているのかどちらか。

事務局　　（１）から段階的に検討する。

委　員　　協議会の案件には、通常の年４回の協議会の開催時期に報告などをしなければならない案件もあり、開催時期の変更等をした場合にはそのような案件が委員に示されない場合もあると思うが、それは検討したのか。

事務局　　そのような場合には、（２）の「追加の協議会」の開催を検討することになると考えている。

委　員　　追加の協議会は、多忙な委員も多いと思うので、事務局でしっかり調整してほしい。

委　員　　事業者には可能な限り年４回の協議会での意見聴取に協力してもらうことを事前に説明するということでよいか。

事務局　　そのとおりである。

（４）地域包括支援センターについて

平成31年度地域包括支援センターにおける介護予防支援事業等業務の委託について【承認事項（事前）】

事務局から資料６に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委　員　　１ページ目の「各地域包括支援センター委託事業所の内訳」について、県外の事業所もあるようだが、予防プランを作成する際に、県外から月に一回横須賀の居宅を訪問することは業務の支障にならないのか。

事務局　　この内訳に載っている「県外」というのは、横須賀市民だが県外に在住している人を担当している最寄りの包括支援センターを指しているため、業務に支障が出ることはない。

委　員　　地域によって委託先の事業所数にバラつきがあるが、それにより業務に支障はないのか。

事務局　　委託に出すか自分たちでやるかは各自の判断としている。

委　員　　利用者数がケアマネが担当できる数を上回っているから委託しているのか。

事務局　　そのとおりである。

地域包括支援センターの保健師に準ずる者の取り扱いの変更について
【承認事項（事前）】

事務局から資料７に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委　員　　看護師の公衆衛生業務経験とは具体的に何を指すのか。

事務局　　厚生労働省や他市町村にも照会をしているが、今のところ明確な答えは出ていない。具体例として病院での入退院に関する相談・支援や、ショートステイなどでの在宅生活相談支援をしていた看護師、ケアマネジャーとして経験を持つ看護師などを想定している。

委　員　　一番下の記載事項について、これは「満たしているものとみなす」ということで、現在勤務している人は全員条件を満たしているということか。

事務局　　そのとおりである。

（５）平成30年度介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の進捗状況について
【報告事項】

事務局から資料８に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委　員　　１ページ目の「（１）住民主体型訪問サービス事業費補助の概要」について、補助額の交付年数は最大で計６年となっているが、事業所の財政状況的に６年で終えて大丈夫なのか。

事務局　　６年の間に市の補助金が無くなっても大丈夫なように体制を整えてほしいと考えている。また、補助金は出せなくなってもそれ以外のアドバイス等でサポートしていきたいと考えている。

３　その他

（１）介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定の取消処分の取り消しについて

事務局から資料９に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委　員　　指定の取消の際は介護保険運営協議会で審議を行ったか。また、３ページの④～⑪について、それぞれの時期はいつごろか。また、取消処分の取り消しについて、行政管理課や厚生労働省に協議を行ったか。

事務局　　平成30年度第１回介護保険運営協議会で報告した。④～⑪の時期について、④は平成28年８月25日に初めて通知し、以降９回通知した。⑤は平成29年９月、⑥は平成29年11月29日、⑦は平成29年12月15日～平成30年１月26日、⑧は平成30年２月１日～平成30年２月21日、⑨・⑩・⑪は平成30年３月27日である。行政管理課や厚生労働省への協議について、本件は厚生労働省や行政管理課が協議の対象ではないため、裁決が出た後に報告をしたのみである。

委　員　　本件と同様の事例は全国であるのか。

事務局　　厚生労働省もすべての事例は把握していないのだが、介護保険の処分について裁判で取り消されることはあっても、審査請求が認められたのは本件が初めてと思われる。

（２）第７期介護保険事業計画に基づく施設等の整備予定について

事務局から資料10に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委　員　　３月25日に実施した事業所向けの説明会にはどれくらいの出席があったのか。

事務局　　18法人26名が参加した。

（３）平成31年度当初予算の概要について

事務局から資料11に基づき説明を行い、以下の質疑があった。

委　員　　介護人材について、市では潜在介護福祉士の数を把握し何か取り組みを行ったり、離職した介護福祉士の所在等の把握を行っているか。
また、介護医療院について、第８期までの間に介護医療院への転換等の計画はあるか。

事務局　潜在介護福祉士の数は把握しておらず、市独自の取り組みも行っていない。離職した介護福祉士については、県に登録する制度があり県では数を把握していると承知している。

介護医療院については、７期計画の期間では新設の整備はなく、医療療養病床等からの転換予定もない。８期計画については、今後の検討となる。

委　員　ＥＰＡで来日し、市内で勤務している外国人介護福祉士候補者は何人いるのか。

事務局　昨年、現在勤務している数を施設に聞き取りしたところ、30人程度が勤務していることが分かった。

委　員　介護に関する日本語研修とは具体的にどのようなものか。

事務局　県から講師を招き、介護に関する日本語や日常使用する初歩的な日本語等について学んでもらう研修である。

委　員　県の新年度事業を見ると、介護福祉士資格を取得するための補助金などが予定されている。市では今後どのような支援を考えているか。

事務局　ＥＰＡは、外国人を受入れた事業者に研修の責務があり、専門知識や日本語など様々な研修を行っていて、国・県が支援している。本市では、現状市ができる支援として、来日間もない方への日本語研修を行っている。今後の支援については、検討の必要はあると考えている。

委　員　ＥＰＡの取り組みとともに、潜在介護福祉士に対しても、国・県だけではなく市も何か考えていってほしい。

事務局　今後検討していく。

委　員　介護施設向けの研修については、スキルアップも大切だが、職員の悩み相談などカウンセリングのようなものも内容に入っていてよいと思う。検討してほしい。

事務局　今の研修は約10年続けてきた。介護人材の確保・定着のために今後どのような研修が必要なのか、現場の声をよく聞きながら、内容の見直し等も含め検討していく。

４　閉　会

次回の開催候補日は事務局で調整し後日お知らせする旨を説明し、閉会した。

※この議事録は委員等の発言の要点筆記である。